

一般社団法人日本口蓋裂学会 会則検討委員会

(主たる役割)

日本口蓋裂学会の運営を行う上での基本となる各種会則について、その内容について逐次整合性を評価し、学会ならびに委員会活動が会則に則って適正に行われることを支援することを目的とする。

(活動内容)

- (1) 委員会で作成された会則の内容の整合性の評価と必要な助言を行う。
- (2) 新規に生じた案件に関して、委員会への会則の作成の必要性の助言
- (3) 制定あるいは修正された会則案の理事会での報告と審議に関わる提言
- (4) 会則の作成公表に関しての責任委員会としての管轄と学会事務局との連携

一般社団法人日本口蓋裂学会 会則検討委員会規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本口蓋裂学会は、学会が所管する委員会において適用される各種会則の内容の整合性等を審議し、管理することを目的とし会則検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成等)

第2条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名（理事長がこれを指名する）
- (2) 必要に応じ副委員長1名（委員長がこれを指名する）
- (3) 委員長が指名した委員

なお、委員は矯正歯科領域、口腔外科領域、形成外科領域、言語治療領域からの評議員より選出され、それぞれ1名以上を原則とする。

委員の総数は4名以上とする。

(任期等)

第3条 委員は、理事長がこれを委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員に欠員が生じない場合でも、委員長の判断により理事長の承認を得て委員を追加することができる。その場合には、前条各号で規定する委員の残任期間とする。

(業務)

第4条 委員会は次に掲げる事項について審議・助言を与える。

- (1) 新規設置委員会運営において適用される会則の審議
- (2) 既設置委員会において提出された内規の追加・変更についての審議
- (3) 学会内で適応されるすべての会則における適性運用に対する審議
- (4) 本委員会での審議結果は各委員会へ答申される。審議を経た会則は当該委員会より理事会へ上程され、理事会での承認を持って会則の運用が行われる。

第5条 委員会は、委任状を含め、委員の2/3 以上の出席を要する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の開催回数は定めず、必要に応じて開催する。

(規則の改正)

第6条 この規則の改正は、委員の発議をもって行い、過半数の賛成をもって議決する。

第7条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、令和7年3月1日から施行する。